草津市における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又 は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に 供する自動車が停 車又は駐車をする 乗合自動車の停留 所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送 用の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄 の停車又は駐車が道路又は交 通の状況により支障がないも のとなるようにするため必要 と認める事項	利用期間	関係者
山寺橋		近江タクシー株式会社が行う一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第3条の3第2号に規定する路線不定期運行に限る。)の用に供する自動車であって、まめタクと称するものに限る。	当該停留所を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。 停留所における停車または駐車は、当該事業に係る運行時間内に限ること。	令和7年3月1日か	草津市長 滋賀県公安委員会 近畿運輸局長 帝産湖南交通株式 会社